新潟市助産師会共催及び後援承諾内規

（趣旨）

第１条　この内規は、新潟市助産師会と共催する事業及び新潟市助産師会以外の団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めることとする。

（用語の定義）

第２条　この内規において、以下に掲げる用語の定義

（１）共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう

（２）後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう

（承諾の基準）

第３条　共催・後援の承諾は、事業の目的及び内容が母子保健の向上に寄与するものであること、あるいは母子保健に関与する地域住民のネットワーク活動を支援するものであること。

また行政が行う母子保健福祉事業の参画を支援するもの、母子とその家族の住環境、職場環境、育児環境の改善に向けて社会や行政などへの情報提供事業に寄与するものであること

（１）事業の主催者についての承諾基準

　ア　国、地方公共団体又はこれらに準ずる公共団体

　イ　産業経済、保健衛生、社会福祉等並びに教育、学問、芸術、スポーツ等の公的団体

　ウ　新聞、テレビ等の報道機関

　エ　その他、新潟市助産師会役員会が適当であると認める団体

（２）事業目的及び内容の承諾基準

　ア　政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教もしくは政治のための活動と認められる事業でないこと　反社会的勢力に係るものでは無いこと

　イ　公共性があり、営利を目的としないものであること

　ウ　その他助産師活動に反しないものであること

（承諾の手続き）

1. 後援または共催の承諾を受けようとするものは、あらかじめ様式１により申請を行うこと。
2. 承諾の通知は、様式2による。

なお申請した事業内容に変更が生じたときには、後援又は共催の承諾を受けた事業の主催者は速やかに報告すること。

また、新潟市助産師会が作成する事項の無断転載、複製を禁止する。

1. 事業を行うにあたり、違法又は著しく公益を害する等、新潟市助産師会役員会が不適当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

附則

この内規は、令和3年８月１日から施行する

様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　後援〔共催〕申請書

新潟市助産師会　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者・団体名

代表者職　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　連絡先氏名・電話番号・E-mailアドレス（メールでの連絡が可能な場合）

　下記事業の後援〔共催〕（助産師会の名義使用）について承諾くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

１、事業の名称

２、主催者

３、他の後援予定者

４、事業の趣旨

５、場所・日程

６、添付書類

　・事業実施要項・企画書等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

様式２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　新潟市助産師会会長

　　　　　　　　の後援［共催］（新潟市助産師会の名義使用）について（回答）

年　　月　　日付けで申請について、承諾します。

なお、申請した事業内容に変更が生じた場合は、速やかに報告し、重大な変更が生じた場合は、変更申請をお願いします。

また、新潟市助産師会が作成する事項の無断転載、複製は禁止致します。